

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の見直しについて

栃木県では、悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の見直しを行い、平成24年3月31日から施行となりました。

今回の見直しは、栃木県環境審議会の答申を受け各市町長の意向を踏まえたものであり、規制地域では、土地利用を反映した都市計画法の用途地域との連動を図ることとし、原則として用途地域内を規制することとなりました。

規制基準においては、濃度規制では対応できない複合臭や未規制物質が原因の苦情等に適切に対応するため、県内の悪臭に関する規制方法を物質濃度規制から臭気指数規制に変更するものです。

規制地域は野木町では次のとおりです。

地 域	区域の区分
都市計画法上の用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別図十一に区画した地域	指数十五区域
都市計画法上の用途地域のうち工業専用地域	指数十八区域

※別図十一に区画した地域（PDF）

規制地域内の区域の区分及び規制基準は野木町では次のとおりです。

事業場の敷地境界線の地表における規制基準

区域の区分	規制基準（大気の臭気指数）
指数十五区域	十五
指数十八区域	十八

事業場の煙突その他の排出口における規制基準及び事業場からの排水の規制基準は、敷地境界線の規制基準を基礎として算出されます。

物質濃度規制と臭気指数規制

栃木県では、これまで工場や事業場からの悪臭に対して特定の悪臭がする物質（アンモニア、硫化水素など）22物質を対象に濃度の規制（物質濃度規制）を行ってきました。しかし、においは約40万種類あるといわれており、いろいろなにおいが混ざった場合や未規制物質がにおう場合の対応は困難でありました。

臭気指数は、人の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化したものであり、においの付いた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭の空気（水）で薄めたときの希釈倍率から算出（臭気指数規制）されます。臭気指数はこれまで困難だったにおいにも対応でき、住民の感覚と一致しやすい規制方式となっています。

◎悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度表示法の「臭気強度2.5から3.5」に対応する臭気指数10～21の範囲から定めることとされています。

《6段階臭気強度表示法》

臭気指数	臭気強度	内 容
	0	無臭
	1	やっと感知できるにおい
	2	何のにおいかがわかる弱いにおい
10～15	(2.5)	(2と3の間)
12～18	3	らくに感知できるにおい
14～21	(3.5)	(3と4の間)
	4	強いにおい
	5	強烈なにおい

規制値 の範囲	←
------------	---